

新旧対照表（高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱）

(新)	(旧)
高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱	高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱
第1条～第15条（略）	第1条～第15条（略）
附 則	附 則
1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第1号、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第1号、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	